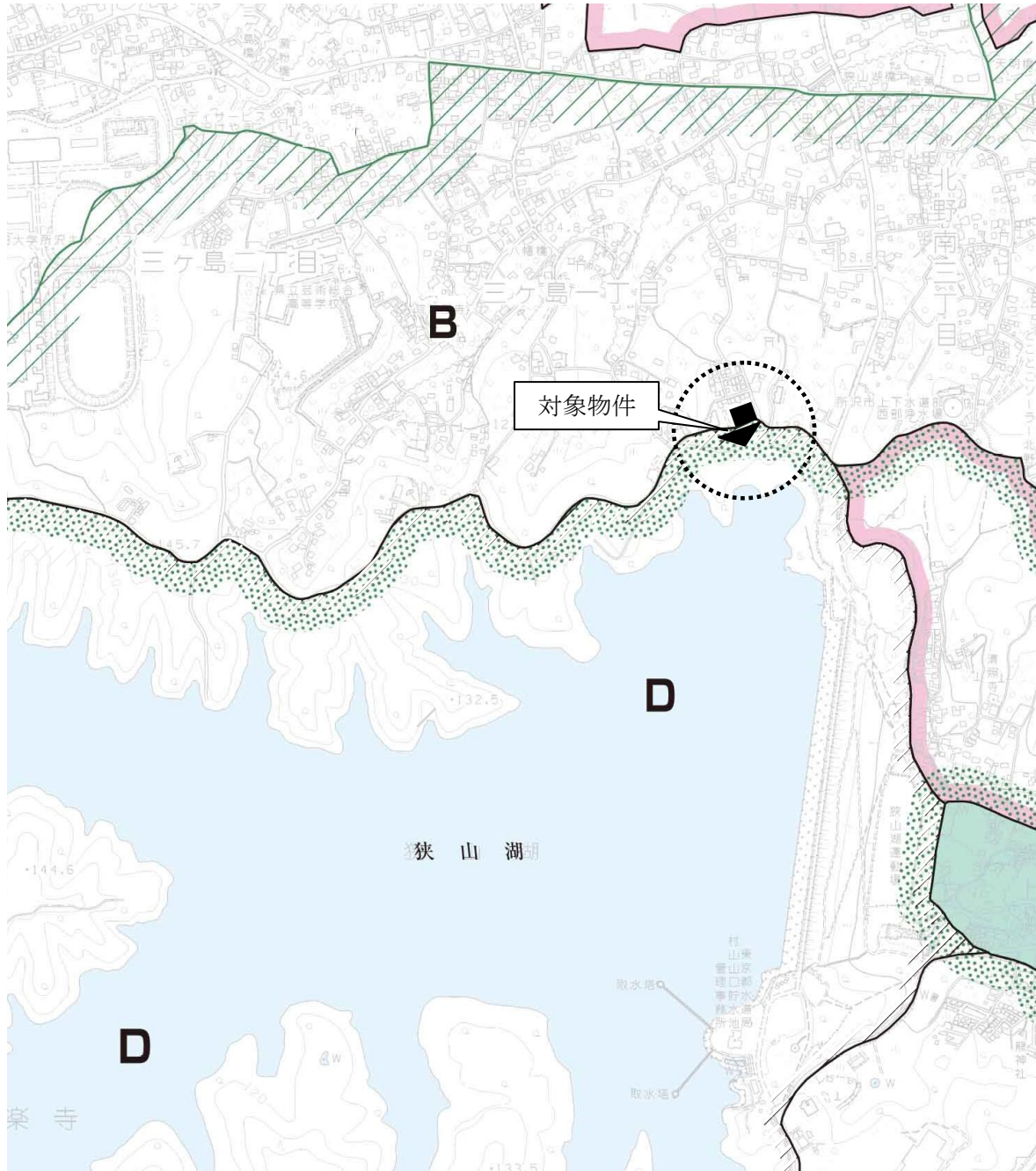


※対象物件の詳細は、物件調書に記載のとおりです。



-  狭山近郊緑地保全区域
-  県立狭山自然公園

用途地域の指定のない区域の建築物の形態規制
(平成16年5月17日施行)

地区	A地区	B地区	C地区	D地区	
建ぺい率	60	60	50	30	
容積率	100	200	100	50	
前面道路幅員に係る容積率の制限	0.4	0.6	0.4	0.4	
道路斜線	1.25	1.5	1.25	1.25	
隣地斜線 (高さ、斜線、係数)	20m, 1.25	31m, 2.5	20m, 1.25	20m, 1.25	
日影規制	対象建築物	建築物の高さ10mを超える	建築物の高さ10mを超える	建築物の高さ10mを超える	建築物の軒の高さ7mを超えるか地階を除く階数が3以上
	平均地盤面からの測定高さ	4m	4m	4m	1.5m
	5mを超え10m以内	4時間	5時間	4時間	3時間
	10mを超える	2.5時間	3時間	2.5時間	2時間